

津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画(案)に対するパブリックコメントの結果

- 期 間: 令和6年1月4日から令和6年1月25日まで
- 周 知: 広報及び市ホームページにて周知。
- 意見募集: 市役所、神守支所及び神島田連絡所で閲覧に供し、意見投函箱にて意見募集。
市ホームページにおいても案を公開するとともに、直接持参、郵送、FAX及び電子メールでも意見募集。
- 意 見: 37 件(1名・2団体・3事業所)

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
No.1	第5期津島市障がい者計画 関係団体、地域組織等との連携(P.70)	現在市内団体を利用しております。以前は障害を持っている方もたくさん見えましたが、年ごとに少なくなり、障がい者の方々にもっと参加して頂きたいのですが、個人情報の都合により開示がなかなか難しいので現在は4人だけです。開示をしていただけるなら会員を増やしていきたいと思っております。	団体活動等の現状の課題として、会員数等の減少が上げられています。これは個人情報保護により障がい者に関する情報が団体等に入らないことや、団体活動の周知が十分でないことが原因の一つであると考えられます。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
No.2	情報収集機会の充実(P.41)	41頁 すべての障がい者への訪問相談はできなかった、あるいは、一部の障がい者への訪問相談ができていない、が適切な表現ではないか。	P.41には、現行の第4期障がい者計画の進捗状況に対する市の自己評価を抜粋して記載しております。事業の進捗が分かる表現に修正しました。
No.3	障がいのある人が提供する製品やサービスの購入・利用促進(P.42)	42頁 常設販売や市役所販売の取り組みは、事業所の工賃アップが目的あるいは、障がい当事者の活動を周知し、理解を促すものです。雇用や就労の促進にはなっていないと思われれます。	P.42には、現行の第4期障がい者計画の進捗状況に対する市の自己評価を抜粋して記載しております。福祉就労の場の確保は、事業所を新たに立ち上げるというハードの面もありますが、「販売するための製品を作る」という障がいのある方が事業所でできる作業等の確保という意味でもあります。
No.4	居住系サービスの充実(P.42)	42頁 グループホームの内容としては良いと思っておりますが、地域のアパート等の住まいの確保の項目に触れられていません。	P.42には、現行の第4期障がい者計画の進捗状況に対する市の自己評価を抜粋して記載しております。地域での自立生活に向けた住宅確保の推進の取り組みへの今後の取り組み目標については、次期計画となる第5期障がい者計画の住まいの確保の施策の中で記載しております。(P.72)
No.5	福祉避難所の整備(P.42)	42頁 日中支援型のホームは福祉避難所の対象にならないのでしょうか。その他のグループホームや、高齢者の施設も対象にはならないのでしょうか。	現在、津島市には「指定福祉避難所」は設置されておきませんが、「その他福祉避難所」として16ヶ所の民間社会福祉施設等(高齢者施設、障害者支援施設等)と協定を締結しております。「津島市地域防災計画」と連携し、大規模災害時に開ける受け入れ体制の確保の充実を図ってまいります。

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
No.6	第5期津島市障がい者計画 啓発・広報活動の充実 (P.52)	53頁 盲導犬のことはもうやなくてよいのですか。	障がいへの理解に関しては、第4章「第5期津島市障がい者計画」広報・啓発活動の充実の項目にてお示しております。(P.52、P.53) 各種パンフレット等の窓口設置のほか、各種シンボルマークについて市広報紙への掲載を通じて、障がいに関する理解と関心を高めるための啓発活動を進めております。
No.7	第5期津島市障がい者計画 地域の助け合い活動の 推進と協働(P.54)	54頁 障がい者団体とは、福祉サービス事業者のことを指すのでしょうか。ご認識が間違っておられませんか。	第4章「第5期津島市障がい者計画」Ⅱ地域福祉活動の推進(2)地域の助け合い活動の推進と協働(P.54)に記載の取組事業「①障がい者団体への支援の充実」における障がい者団体とは、障がいのある人の当事者団体や、障がいのある人を支援する活動団体を指しており、福祉サービス事業者のことを指していません。
No.8	第5期津島市障がい者計画 相談体制の充実(P.57)	57頁 差別解消はどこにはいるのでしょうか。	差別解消については、障がいを理由とする偏見・差別の解消のため、相談窓口における合理的配慮の徹底についてお示しております。(P.57)
No.9	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 相談支援体制の充実・強化等(P.80)	基幹センターは作られないですか。	基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がいのある人や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設です。基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができるとされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となります。現在、本市は基幹相談センターが未設置ですが、令和6年度に設置を予定しております。(P.80)
No.10	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 地域生活支援拠点の整備 (P.78) 地域生活支援拠点の充実 (P.84)	62頁 地域生活支援拠点の内容がどこにも見られません。緊急時の対応がこの地域は弱いです。児童のショートステイ先がない状況です。	地域生活支援拠点等の整備の進捗状況に関しては、第5章にてお示しております。(P.78) 本市においては、地域生活支援拠点に必要な5つの機能を複数の事業所・機関による「面的な体制の整備」で進めています。 5つの機能のうち、専門人材の育成・地域の体制づくりの機能については、津島市障がい者総合支援協議会にて研修等を実施し機能を果たしていますので、「整備」と整理しております。
No.11	同上	72頁 生活のための練習をするための、地域生活支援拠点の内容が書かれていません。	
No.12	同上	78頁 地域生活支援拠点等の整備 設置？どこにありますか？どの項目が津島市にあるのでしょうか。	<次ページへ>

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
No.13	同上	84頁 強度行動障害を有する者への支援体制の確保 なぜ、令和8年度からなのでしょうか。地域生活支援拠点はありませ ん。できていません。できている前庭での文章は訂正してください。	緊急時の対応としては、市内に日中支援型グループホーム が増えてきたことにより短期入所事業所が増えてきており、 ハード面に関しては充足しつつあります。障がいのある子ども のショートステイについては、対応できる短期入所の事例が あります。緊急時の対応は、受け入れ施設のご尽力により 行っています。 今後の方策に関しては(P.84)にお示ししております。未実施 の機能(相談・緊急時の受け入れ・体験の場の確保)につき ましても、今後拡充に向けて検討を進めてまいります。
No.14	同上	93頁 地域生活支援拠点を整備してください	
No.15	用語解説(P.129)	地域生活支援拠点の用語解説がありません。	用語解説に追加をさせていただきます。
No.16	第5期津島市障がい者計 画 雇用・就労の促進(P.67) 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 (P.76、P.85)	67頁 海部障がい者就業・生活支援センターの取り組みを入れるこ とはないのですか？	「海部障害者就業・生活支援センター」とは、愛知県が指定し 設置しているセンターで、障がい者からの就業相談・指導及 び助言、就職後の障がい者に対する助言、事業主に対する 雇用管理に関する助言、公共職業安定所等の各関係機関と の連絡調整等の業務を行っています。 第5期津島市障がい者計画では、一般就労の啓発、福祉的 就労の場の確保について記載しており(P.67)、第7期障がい 福祉計画・第3期障がい児福祉計画では、就労支援策の充 実のための方策として、就労移行支援事業や就労継続支援 事業の利用促進とともに、障害者就業・生活支援センター、 ハローワーク等との連携により、障がいのある人の就労を支 援していく旨をお示ししております。(P.76、P.85)
No.17	第5期津島市障がい者計 画 雇用・就労の促進(P.67)	その他、障害者就業・生活支援センターはいろいろな活動と活躍を されていると思いますし、今後も就職に向けてのフォローをして下さ ると思います。	
No.18	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 強度行動障害を有する者 への支援体制の確保 (P.84)	84頁 強度行動障害を有する者への支援体制の確保 なぜ、令和8年度からなのでしょうか。地域生活支援拠点はありませ ん。できていません。できている前庭での文章は訂正してください。	強度行動障害を有する者への支援体制の確保については、 強度行動障害のある人の支援体制の充実を図るため、まず 支援ニーズの把握からはじめ、令和8年度までに体制を確保 します。(P.84)
No.19	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 主に計画相談支援等に 従事する相談支援専門員 (P.87)	87頁 計画相談支援13人ですか？再度ご確認お願いします。	計画策定時点での実績見込みをもとに数値を算出していま す。(P.87)

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
No.20	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (P.89)	89頁 同行援護はなぜ、人数が減るのでしょうか。強度行動障害の方への支援が充実するのに、なぜ、行動援護が人数変わらないのですか。	各サービスの見込み量については、過去のサービス実績の推移をもとに、統計的な見込量を推計し設定しております。(P.89)
No.21	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (P.92)	92頁 生活訓練の本来の利用者は今、移行支援やB型に利用をされています。実態把握をお願いします。5人とかではありません。A型事業所を増やすつもりはないのですか。就労の機会を増やすと前述されておられますが。	各サービスの見込み量・市内事業所数については、過去のサービス実績・指定事業所数の推移をもとに、統計的な見込量を推計し設定しております。(P.92)
No.22	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (P.94)	94頁 自立生活援助の拡大が厚労省で述べられているのに、なぜ、反映されていないのでしょうか。	自立生活援助は、平成30年度に障害者総合支援法に基づくサービスとして創設されたサービスで、県内においても指定事業所数が少なく、現在までに本市においての支給決定実績はありません。施設入所支援・共同生活援助の利用者や入院中の障がい者が一人暮らしを希望する場合に、定期的な訪問等の支援により地域生活に向けた相談・助言を行うためのサービスですので、事業所の整備の促進については、見込み量確保の方策の中に記載をさせていただいております。(P.94)
No.23	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (P.95)	95頁 計画相談支援事業所は7のままでよいということですか？増やさないとのことですか？地域移行支援の必要があるのに、1のままなのですか。	市内事業所数については、指定事業所数の推移をもとに、統計的な見込量を推計し設定しております。(P.95)
No.24	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 (P.97)	97頁 障害児相談支援も7のままでよいのですか？増やさなくてよいのですか？	市内事業所数については、指定事業所数の推移をもとに、統計的な見込量を推計し設定しております。(P.97)
No.25	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 障害者相談支援事業 (P.98)	98頁 障害者相談支援事業はいつから2か所になったのでしょうか？どこにあるのでしょうか？	障害者相談支援事業は、つしまし社協社協障がい者相談支援事業所へ委託しております。令和5年度からは、青い鳥医療療育センターへの委託を追加しておりますので、合計で2か所となっております。(P.98)
No.26	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 成年後見制度利用支援事業 (P.99)	99頁 成年後見制度利用支援事業 1件の実績があったのですか。	令和5年度部分については、計画策定時点での実績見込みとなりますので、令和5年度末時点の確定実績とは異なる場合があります。(P.99)

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
No.27	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画福祉ホーム事業(P.103)	103頁 福祉ホーム事業は新体系に移行されておりすでに存在していません。	福祉ホーム事業は、地域生活支援事業のうち市町村任意事業と位置づけられています。本市においては、国実施要綱に基づき福祉ホーム事業を実施しております。(P.103)
No.28	用語解説(P.127)	107頁 個別避難計画の用語解説がありません。	用語解説に追加をさせていただきます。
No.29	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(P.83)用語解説(P.129)	にも包括の用語解説がありません。にも包括についての言及がないようですが、厚労省の通知等に載っていると思うのですが、津島ではにも包括には取り組まないのでしょうか。地域共生社会とリンクしていると思います。	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」として、用語解説に追加をさせていただきます。本市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、目標達成のための方策として、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、津島市障がい者総合支援協議会の相談支援部会を活用し、当該部会において課題抽出、課題解決のための目標設定や取り組みを推進するとお示しております。(P.83)
No.30	用語解説(P.130)	訪問支援の用語解説が抜けています。	用語解説に追加をさせていただきます。
No.31	-	総合支援協議会の活動のこともご理解を賜りたく存じます。	「津島市障がい者総合支援協議会」(以下、「協議会」)とは、地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するなど、地域で安心して生活を送ることができるよう地域生活に関わる課題を協議する場です。その取り組み内容については、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画にて、「協議会」を核とした相談支援体制の充実、支援に携わる人材の育成、関係機関・団体との連携・協力によって、障がいのある人の生活を地域全体で支える取り組みや(P.77、P.83)、「協議会」で行っている市内事業所向けの虐待防止研修や精神障がい者支援をテーマとした研修等の実施、専門的人材の育成・地域の体制づくりの取り組み(P.78、P.84)、「協議会」就労支援部会との連携による就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用促進や、障がいのある人の就労を支援していく取り組み(P.85)等の中でお示しております。また、今回の計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「協議会」を位置づけております。(P.105)

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
No.32	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画移動支援事業(P.101、P.102) 日中一時支援事業(P.103)	日中一時支援や移動支援などの地域生活支援事業について、20年近く前に創設された当時の報酬単価で事業所運営がされています。今般の物価や人件費等の状況を鑑みるに運営維持は困難です。このようなやり方で、サービス提供体制が維持できるのでしょうか？基本的に地域生活支援事業は、障害福祉サービス等の施策とミックスで利用(提供)することが困難です。地域生活支援拠点で位置づけるなど、自治体の柔軟な運営もぞまれます。	移動支援事業と日中一時支援事業の見込量確保の方策については、それぞれ第5章でお示ししております。(P.102、P.103) 必要な人が利用できるようサービス利用状況の把握を行うとともに、一定のサービス提供を継続できるよう、適切な事業運営・サービス提供体制の構築に努めてまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
No.33	近年の障害者に関するその他法整備(P.3) 第5期津島市障がい者計画 広報・啓発活動の充実(P.52)	改正前の支援が行き届かなかった世代にも取りこぼしなく支援がおこなわれることを望みます。新しい法律が十分に機能し、改正前の差別や偏見が取り除かれるよう見届けてください。	地域や職場での障がいへの理解、差別や偏見解消のため、様々な周知啓発・交流を促進するとともに、多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることで、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現を目指します。(P.52)
No.34	アンケート調査結果からみた現状(P.24)	アンケート「②暮らしについて」 問ア 今後3年以内になどどのような暮らしをしたいか？「家族と一緒に生活したい」の割合が68%と最も高くなっています。家族の支援をお願いします。	「津島市障がい者相談支援事業」により、障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う事業を2事業所に委託し実施しております。(P.98) また、ヘルパーなどの訪問系サービスや、家で介護を行う人が病気などの場合に障がいのある人を短期間障害者支援施設などへ入所させ支援を行う短期入所のサービスなど、障がいのある人やその家族を支援する福祉サービスがあります。これら福祉サービスの提供体制を確保し質の向上に努めることで、家族支援の充実を図ってまいります。(P.89～P.103)
No.35	第5期津島市障がい者計画 雇用・就労の促進(P.66～67)	障がい者雇用の促進について 1.企業の方に障がい者の雇用について説明会を開催することはできないか？ 【内容】 ・3障がいの特性とマッチングについて ・雇用におけるメリット・デメリット ・継続雇用について 等 2.逆にすでに採用している企業から障がい者の方にビデオなどで企業紹介・仕事内容の紹介はできないか？ 3.当事者とのマッチングをいかにとるかにかかっているのでインターンシップみないなものは、できないか。	障がい者雇用の促進のためには、障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備や、一般企業による雇用促進や就労定着に向けた企業内での障がいへの理解の促進への取り組みが必要です。(P.66～67) そうした取り組みの一環として、津島市障がい者総合支援協議会の就労支援部会では、就労系の福祉サービス事業所同士で、作業内容や工賃アップに関する内容、一般雇用に関する内容などの情報交換等を行っております。 企業の方との具体的な連携など、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
No.36	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 地域生活支援拠点の整備(P.78) 地域生活支援拠点の充実(P.84)	地域生活支援拠点の整備の実績が「整備」となっているが、詳細が知りたい。	ご意見No.10～No.14への対応と同等とさせていただきます。
No.37	-	協議会の取り組み内容等の記載がないため、どのようなことに取り組んでいるのか明記してはどうか。	ご意見No.31への対応と同等とさせていただきます。